

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	磯貝 義雄
登録番号又は法人番号	8 2 1 8 0 5 1 6
所属する単位会	新潟県行政書士会
事務所所在地	新潟県糸魚川市大町1丁目6番22号
処分年月日	令和3年4月24日
処分内容（種類）	廃業勧告 (会員の権利の停止を含む)
上記処分をした理由	<p>平成31年1月9日、開発許可申請にあたり、測量をA社へ委託。1月17日、測量完了。2月28日A社が磯貝行政書士へ請求書発行。その後、本日に至るまでA社からの再三にわたる催告にもかかわらず請負代金が支払われていない。</p> <p>弁明書や分割支払い誓約書の提出をA社に電話等で約束するが、実際に書面は提出されていない。</p> <p>委託先への請負代金未払い、誠実な対応のないままに今日まで至っている事実は行政書士法第10条に反する。</p> <p>また、事務所所在地の変更申請をせず、連絡先が不明な状態にあることは日本行政書士会連合会会則第44条に反する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条（行政書士の責務）</p> <p>日本行政書士会連合会会則第44条（変更登録の申請）</p> <p>新潟県行政書士会会則第92条（会員の処分）</p> <p>新潟県行政書士会会則第93条（個人会員の処分の種類）</p>